

令和 6 年第 2 回西郷村議会定例会

議事日程（4 号）

令和 6 年 6 月 13 日（木曜日）午前 10 時開議

- 日程第 1 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 3 号 西郷村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 4 号 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 39 号 西郷村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 40 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 41 号 西郷村敬老祝金支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 42 号 令和 6 年度西郷村一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 43 号 令和 6 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 44 号 令和 6 年度西郷村水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 45 号 令和 6 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 46 号 令和 6 年度西郷村下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 報告第 1 号 令和 5 年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について
- 日程第 12 報告第 2 号 令和 5 年度西郷村工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 13 報告第 3 号 白河地方土地開発公社経営状況報告について
- 日程第 14 請願・陳情に対する委員長報告
- ・文教厚生常任委員会
 - 請願第 2 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
 - 請願第 3 号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願
 - 請願第 4 号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願
 - ・産業建設常任委員会
 - 請願第 5 号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める請願
 - 陳情第 3 号 公営温泉施設再開に関する陳情書
 - ・総務常任委員会
 - 陳情第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書
- 追加日程第 1 発議第 3 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 4 号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について

- 追加日程第3 発議第 5号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について
- 追加日程第4 発議第 6号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出について
- 追加日程第5 発議第 7号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 追加日程第6 発議第 8号 地方自治法の一部を改正する法律案に関する意見書の提出について
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 閉会中における継続調査の結果について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第18 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第19 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第20 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第21 西郷村議会改革検討特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第22 閉会

・出席議員（１６名）

１番 小澤 佑太君	２番 須藤 正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木 昭司君	５番 大竹 憂子君	６番 鈴木 修君
７番 君島 栄一君	８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君
１０番 真船 正康君	１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君
１３番 上田 秀人君	１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君
１６番 真船 正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 高橋 廣志君	副 村 長 真船 貞君
教 育 長 秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長 仁平 隆太君
参 事 兼 総 務 課 長 田部 井吉行君	企画政策課長 関根 隆君
財 政 課 長 渡部 祥一君	防 災 課 長 木村 三義君
税 務 課 長 須藤 隆士君	住民生活課長 池田 早苗君
福 祉 課 長 相川 佐江子君	健康推進課長 高野 則子君
環境保全課長 今井 学君	産業振興課長 相川 哲也君
建 設 課 長 添田 真二君	上下水道課長 相川 晃君
学校教育課長 緑川 浩君	生涯学習課長 黒須 賢博君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 鈴木 弘嗣君	

・本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議会事務局 兼 監 査 委 員 主 任 書 記 和 知 正 道	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記 佐 川 典 孝
議 会 事 務 局 庶 務 係 長 金 田 百 合 子	

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第37号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第37号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第37号「専決処分の承認を求めることについて」、専決第3号「西郷村税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

◎議案第38号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第2、議案第38号に対する質疑を許します。

12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 12番藤田です。

議案第38号、専決第4号「西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

この条例は、2024年度から国民健康保険料を上限2万円引き上げることによって、国民健康保険料が現行の104万円から106万円になるということによって理解しますが、引き上げられるのは後期高齢者支援分であり、3年連続の引上げになります。高所得者の負担が増えることとなりますが、村内において、対象者は何世帯いるのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 12番藤田議員のご質疑にお答えいたします。

課税限度額の引上げにより影響を受ける世帯は、令和5年度課税額ベースで試算いたしますと、2,127世帯中38世帯となっております。

なお、令和5年度は40世帯が課税限度額超過世帯でございましたので、2世帯が限度のある試算結果となっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 38世帯ですか、世帯数にしては。これ金額だと1,000万円以上の方ですけれども、3年連続でこういった保険料の上限が上がるということは、

今回、専決でこれ上がってきているんですけれども、やはり専決じゃなくて議案として検討する価値があるのかなと思いますので、ぜひその辺は考慮していただいて、上に上げるなり何かしていただければと思います。

これ、軽減措置もいろいろありますので、そっちもありますので、高所得者の方にはいっぱい出してもらって、それを軽減措置に回すということも分からないことではないんですけれども、毎年毎年こうやって上がっていると、やっぱりその対象者は大変厳しい、生活しづらいのかなと思いますので、一言だけ質疑させていただきました。

以上です。

○議長（真船正晃君） そのほかはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第38号「専決処分の承認を求めることについて」、専決第4号「西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

◎議案第39号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第3、議案第39号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第39号「西郷村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第4、議案第40号に対する質疑を許します。

15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 15番矢吹です。

議案第40号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につい

て質疑します。

この件については、村民から質問を受けたものですから質疑しますが、理由としては、村長は村政の信頼を著しく失墜させた職員による不祥事の責任を重く受け止め、行政責任を明確にするため、村長及び副村長の減給処分を行うものであるとうたっているわけなんです、その内容としてちょっと触れさせていただきますが、村長が82万9,000円の10%、副村長が64万1,000円ということで、同じく両方とも10%ということで、大変大きな金額なんだけれども、10%の村長は大変だなと思いますが、その中で、数字的な問題ではないんですけれども、まず、村長は今回の2件の不祥事に、要は相次いで5月にありましたね。2件についての責任があるということで判断したわけだけれども、この数字的な10%減額はどのような判断で下したのか、説明を求めます。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 15番矢吹議員のご質疑にお答えをいたします。

今回、村長及び副村長の給与の10%、一月の改正案を提出させていただいておりますけれども、その根拠というおたしでございまして、まず、職員の不祥事に対する首長の責任の取り方として、首長等の給与を減額する法的な根拠はございません。各首長のご判断により、それぞれ給与減額条例が出されているという事例が見受けられているところでございます。

本条例改正案については、2月の酒気帯び運転、3月のETCカードの不正利用が発覚し、村長より給与減額の条例改正案の作成を指示されたため、近隣の市町村の事例、また、村職員の懲戒の手續及び考課に関する条例の職員に対する減給の懲戒処分の上限額が10分の1であることなどを参考に、村長及び副村長の給与のうち、令和6年7月分給与の10分の1を減額する条例改正案を提出させていただいたところでございます。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） あまり一般質問じゃないから長々とはしませんけれども、今、総務課長から答弁いただいたわけなんですけれども、村長の判断でしたわけではないんですか。今総務課長の答弁だと、管内の参考事例を考えながら判断したという答弁で、村長の判断としての判断ではないんですか。総務課長じゃなくて村長、今回、村長、副村長の件ですので、村長に答弁をお願いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 矢吹議員の質疑にお答えいたします。

まずは、はじめに、今回の不祥事に対し、村民の皆様方に多大なるご迷惑をおかけしたこと、心からおわび申し上げます。今回の不祥事を厳粛に受け止め、職務の内外を問わず公務員としての自覚を促し、より一層、綱紀保持、服務規律の徹底に全力を尽くし、村民の皆様方の信頼回復に努めていきたいと考えております。

それで、今ほど村長が指示したかということ。まずは、条例とかほかのあれも調べて、今回出すよということで総務課長に指示し、最終的には私の判断で今回の条例を

出させていただいた次第であります。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 村長の考えということで、管内の参考ということで。

それでは、参考事例をします。一部は、これ村民の方から持ってきました。

平田村村長、75万8,000円の10%で3か月なんですよ。これは公金横領、それで、副村長64万7,000円、10%1か月と、こういう判断です。1件ですよ。そして、矢吹町、町長、村長と同じく82万9,000円で10%減額1か月、それで副町長、これも同じく64万1,000円、副村長と同じですよ。これは5%減額で、1か月なんですよ。

西郷村は、同じく1か月10%、村長も副村長も。村長が10%だったら、私は、副村長は5%でいいのではないかとそのように思っているんだけど、そこら辺を管内も鑑みてみたということで、それで重く受け止めているのかと言われると、私もちょっと疑問視するところがありますけれども、村長判断ということで。最後に、私、村長のこの真意みたいのを聞きたいと思います、参考事例を含めて。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今ほど、矢吹町町長、それから、平田村村長のお話がありましたけれども、各自治体の首長の判断でやるものですから、多い、少ないは、それは私は甘んじて受けますので、今後、再発防止に全力を尽くしていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 村長の判断ということで、それ以上は申し上げません。

以上で、質疑を終わります。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午前10時10分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時11分）

◎発言の訂正

○議長（真船正晃君） ただいまの答弁の中で、一部間違いがありますので、村長のほうから訂正をとということでありますので、村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ただいまの答弁の中で、平田村町長と言いましたけれども、平田村村長の誤りであります。訂正させていただきます。

○議長（真船正晃君） そのほか質疑ございませんか。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。

議案第40号について質疑いたします。

私は処罰のほう、職員の処罰なんですよけれども、これは処罰の規則、決まりという

か、それは何年ぐらいに作成されたものなのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 11番鈴木勝久議員のご質疑にお答えいたします。

今回、2件の職員の不祥事につきましては、5月28日、西郷村職員の分限及び懲戒に関する審査委員会、懲罰委員会を開催し、処分を決定したところでございます。

この審査委員会につきましては、西郷村職員の懲戒処分等の指針に関する規定というのがございまして、その規定に基づいて事件の概要、動機、社会的影響等を考慮した上で、慎重審議をした上で懲罰委員会のほうで決定をし、村長に上申し、村長が決定したものでございます。

この西郷村職員の懲戒処分等の指針に関する規定につきましては、令和5年4月1日に施行をされてございます。それ以前にも懲罰の規定はございましたが、それについては、この新たな規定を施行するに当たり、廃止をしておるところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、つい最近に改定したということですね。それで、酒気帯びのほうなんですけれども、これは何段階か、酒を飲む酩酊状態であるとか、ひき逃げとか、いろいろ状況ありますよね、酒気帯びの中でも。それで細かくそういう規定があるのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

飲酒運転等の非違行為に対しましては、これは道交法のほうの規定と同じで、酒酔い運転については重く処罰になっております。

酒気帯びで、あと、項目としては、酒酔い運転、うち人身事故で相手方が死亡、または傷害を負わせた場合、酒気帯び運転、うち人を死亡させ、人身事故ですね、人を死亡させ、または傷害を負わせた場合、さらに、このうち事故後の救護を怠る等の措置義務違反の全部で5項目及び飲酒運転者への車両種類の、あとお酒の提供、飲酒を勧めた職員と、あと、飲酒運転車両への同乗行為についての処罰の全部で6つの規定が標準として規定されますので、それぞれ事例ごとに、どの項目に該当するかを懲罰委員会のほうで判断をして、処罰を決めているということでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今回の村のその判断に基づいて処罰されたその酒気帯び運転の職員、これは停職1年となっているんですね。でも、昨今の社会事情というか、社会の一般世論の調査というか意見ですと、酒を飲んで運転するのはという部分で強い嫌悪感を感じている一般国民が多い。

それで、公務員であればなおさら、酒を飲んで運転するという行為に関して、当事者は退職願を出して退職はしているんですね。これはこれで非常に決断するのに厳しい過程もあったりなんかして大変だということも分かりますけれども、酒を飲んで、今回の場合は逃げた。それで、捕まったんですよね。物損事故なんだろうけれども、それがその規定に従うと、停職1年。これは社会一般的からすると、酒を飲んで運転

するのは非常に危険だという理解からすると、非常に甘いような気がするんですよ、その規則自体は。本人は自分のしでかした事件というか事象に対して重く責任を取ったんだと思います、退職しましたから。

ただ、その規則からすると、一般常識からすると、酒を飲んで事故を起こしたというのは、一般社会、一般の会社からすると、そんな程度では収まらないような気がするんですよ。改定というのは今後考えないのか、考えるのか、その辺、その酒気帯びに対する世間の風は非常に厳しい。そういうところからして、停職１年というのはどうなんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えをさせていただきます。

議員おたしのとおり、世間の皆さんの声が大変厳しいということは重々承知しております。

今回処分を決定するに当たり、全国の事例から、各村の規定からいろいろ考慮した上での決定というふうにご理解いただければと思うんですけれども、議員おっしゃるとおり、大変厳しい、世間の皆さんのご意見は厳しいというのは、重々承知はさせていただいているんですけれども、実際の処分としましては、地方公務員による飲酒運転に対する処罰については、きっちりと統計を取ったわけではないんですけれども、大体私が持っている資料でいくと、免職と停職が大体半分ずつぐらいかなという感じですよ。

それぞれの事例で、各自治体につきましては、村の規定と同じだと思うんですけれども、それぞれの事情を当然考慮しますので、あと社会的影響ですとか、本人の聞き取りによる事情聴取等も当然しますので、そこは通常の刑事裁判と一緒に思うんですけれども、いろいろなそういった事項を考慮した上で、今回村として停職１年という処分を下したということで、ご理解いただければというふうに思っております。

○議長（真船正晃君） １１番鈴木勝久君。

○１１番（鈴木勝久君） 我々は国民の税金で給料、報酬を頂いております。今、国は相当甘い、自分たちに甘い規則をつくっております。私たちは、皆様から頂いたお金で活動しているわけですから、私たち自身がもっと厳しく、世間以上に厳しい状態でないかならないと思うんです。本当に今、党名を上げると問題ありますから黙っていますが、国は自分に甘く、他人に厳しくなんですよ。それも弱者に厳しくやっていますから。ですから、私たち自身は襟を正して、より厳しい処罰なりを受けないといけないと思うんですよ、一般市民以上に。

だから、そういう観点から、そういう一般的なモラルに関しては、もっと厳しい処罰を受ける覚悟で取り組んでいって、そういう規則も、厳しく私たち自身も持して、そういう規則をつくっていかないといけないんじゃないかと思うんですけれども、村長、どう思いますか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員のおっしゃるとおりでありまして、本当に、まずはおわび申

し上げるとともに、今後ないように、まずは私たちが綱紀肅正に努めることであります。あつてはならない不祥事は絶対出さないという覚悟で、職員一丸となって対応していきたいと思います。改正とかいろいろありますけれども、議員が今お話しされたこと、頭に深く刻みながら検討していきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 以上で終わります。

○議長（真船正晃君） そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第40号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第5、議案第41号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第41号「西郷村敬老祝金支給条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第6、議案第42号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。

議案第42号「令和6年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」について質疑いたします。

予算書、補正予算書概要の2ページ。

まず、企画政策課の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、これマイナス6,940万円になっておりますけれども、補正予算書を見ていると、このマイナスの部分が見えないんですけれども、このマイナス6,940万円、これは何を減らしたというか、やらなかったんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

補正予算に関する説明書のページ数でいきますと、11ページをご覧ください。

11ページの24積立金なんですが、6,940万6,000円ということで積立金を減額しておりますが、これにつきましては、東北防衛局と村民体育館の修繕で、積立金として積立て2か年で活用するという協議を進めていたところですが、村民体育館が防衛省の補助事業で整備されていたものであり、減価償却年数等から算出しますと、補助金の返還が発生する可能性があったため、体育館の修繕工事を村単独工事で計上しまして、補助金の充当先を小中学校及びまきば保育園の運営における会計年度任用職員の人件費に変更するため、予算の組替えを行いました。ということで、減額しているところでございます。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前10時32分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時33分）

◎発言の訂正

○企画政策課長（関根 隆君） すみません、訂正させていただきます。

減額した積立金の額を6,904万6,000円とご説明しましたが、6,940万6,000円に訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 理解しました。

続きまして、概要書の3ページ、空き家改修・除却等支援事業なんですけれども、ここに目的（効果）について、空き家の解消を促進すると書いてあって、2軒分とあるんです。改修、除却、ハウスクリーニング用費用、これ全て2軒なんですけれども、同じ家が2軒ということでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

西郷村空き家改修・除却等支援事業につきましては、昨年度は福島県で実施しております、今年度から福島市町村への補助事業となりまして、村において予算化しまして、7月1日からの実施を予定しているところでございます。

この改修費用2軒分、除却費用2軒分といいますのは、見込みで2軒分あるという

ことで想定して予算を計上しているところです。

実績からいいますと、昨年度では県全体で9軒、村におきましてはゼロ軒でした。
以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この2軒分はどのような状態であって、この2軒に改修と除却とクリーニングを施したのか、その条件というか、どのような条件でこの2軒に手を入れたのか、その内容についてお知らせください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

この2軒分、全て計上しているところですが、これは見込みで計上しておりまして、もう既に申請があったとかそういったところではなく、2軒分ぐらい想定して予算を計上させていただいたというところです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 予算ですからそうですね。でも、この2軒分を想定するというのは、どのような状態になった場合、この金を使うかというその内容が分からないんですね。空き家で、西郷村には400軒近くの空き家がありますよね、たしか。はっきりは分からないんですけども、どのぐらいの空き家があって、この2軒に想定してしようとしている、この2軒分はどのような状況であったがために2軒分の予算を計上しているか、その内容についてお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

まず、空き家の改修等につきましては、補助要綱がございますので、後ほど配付させていただきますと思いますが、まず、空き家の改修につきましては、空き家の所有者が自ら居住するために必要となる空き家の改修、ハウスクリーニング、物置等処分、庭木の剪定等を行う事業を対象としております。

除却につきましては、空き家の所有者である補助対象者が自ら居住するために必要となる購入等をした敷地に在する空き家等の解体、物置等の処分、庭木の剪定等を行う事業を対象としております。

こういったことは、申請がありましたら、その辺は書類において確認いたしまして、対象というふうな決定になることになります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この空き家対策、最初にこの空き家対策というのをを出してから10年ぐらいになるんですよね、多分。やっこの動きが始まった、これ自体はいいことなんですけども、今の基準ですと、自らが居住しないと駄目だと。

私の感覚だと、近隣に迷惑がかかると、ぼろぼろになり過ぎて、通学路とか何かで脇を通るときに崩落する危険性があるんで、危なくてそれを除去する、撤去するため

にというのが最初は主になのかなと思ったんですけれども、自らが居住するために申請すればやってもらえるという、えっとなるんですけれども、今の言い方だと、自らが居住したいと言ったときに庭木を整備したり、家を改修したりという、そういう何か捉え方を私は今したんですけれども。まず、西郷村にどのぐらい空き家があるというのはちょっと今言っていなかったんですけれども、今、自らが居住したいときという話をしましたよね。

○企画政策課長（関根 隆君） そうですね、空き家の状況は、自ら持っている方が自分の建物を除却するという。

○11番（鈴木勝久君） それで予算化すると大変で、逆にびっくりしちゃうんですけれども、動いたのはいいんですよ。だから、動きが始まったからいいと、そこに対策を打ってこようと思ったんですけれども、まずは住むじゃなくて、危険な箇所を把握してそれを撤去するとか、そっちが先かなと思っているんですけれども、居住するのほう先。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午前10時40分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時44分）

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

今回実施いたします空き家改修・除却等支援事業につきましては、村で福島県の要綱に準じまして、策定して実施するものでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それは終わります。

続きまして、4ページの地域イントラネットワーク維持管理費でございますけれども、これは光ファイバー網の維持のために共架している電柱の老朽化に伴う移設工事に併せ、光ケーブルを移設するということでございますけれども、これ、前年度も1,300万円の予算をつけ、また繰越明許になって162万円が残っていると。それで、また新たに今年は2,825万円を計上して、この電柱移設に伴うケーブルの移設工事を行うとなっておりますけれども、これは一般財源から村が出しているものでございます。これ、なぜ村のほうがこの光ケーブルに伴う移設工事を村負担で行うのかちょっと分からないんですけれども、この辺の説明、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

地域イントラネットワーク維持管理費でございますが、これにつきましては、光ファイバーケーブル自体が村の財産となっておりまして、電力柱に添架させていただい

ているということで、その電力柱が老朽化したものですから、新設する工事に付け替える費用は、村で負担しなくてはいけないというようなことでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 村の財産になるのは分かりました。ただ、その光ケーブルを利用するのは一般市民であるのは分かるんですけども、その先、供給側というのはいろいろ今、インターネット関係の企業が基になりますよね、利益上げるところが。光ケーブルを利用するのは私たちですけども、利益を上げるほう、企業は、本当はそちらのもうかる会社がこういうのを一般的にやったら、電線の話でいきますと、東北電力がそういうのを、施設に関しては自らの金で電柱を立てたり線を引いたりしますが、今回の場合は自治体がやると、この光ファイバーに関しては。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前10時48分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時50分）

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

この光ファイバー網につきましては、事業者のほうで採算が取れない箇所につきましては、事業者は整備いたしませんので、その分を村においてカバーしたところで、この光ファイバーにつきましては、そういったところに提供している村の財産であるため、今回電柱の老朽化に伴った移設が生じたため、新しい電柱のほうに添架する工事費を負担しているということでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 理解しました。

続きまして、8番、国民保護事業に移ります。

これは、Jアラートの衛星アンテナを新設し、有事に備えるということが事業内容でございますが、これを地方債によって243万円、この金額を地方債によって支払うということになっていきますけれども、まず、Jアラートのアンテナをなぜ西郷村が立てなきゃならないのか、今まで通信網があったはず、その上に事業目的が書いてありますけれども、その説明と、なぜ起債によってこの240万円を出すようになったのか、その2つの説明をお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） 11番鈴木勝久議員のご質疑にお答えいたします。

なぜ、今回移設しなければならないのかということでございますけれども、こちらにも記載はされておりますけれども、現在西郷村におきましては、県総合情報通信ネ

ットワークのアンテナから Jアラートの信号を分配している状況ではございますけれども、令和7年度より分配が不可能となります。そのため、Jアラートの専用アンテナを整備しなければ、令和7年度より情報が村に来なくなるということになります。そのために整備するものでございます。

○11番（鈴木勝久君） もう一つ、何で地方債にしたのか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 11番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

今回、この国民保護事業の財源で地方債を充てた理由といたしましては、まず1点目は、Jアラートの整備については本来国費で、全額国がやるべきだと思いますが、今回のこの事業については、国庫補助金はゼロ円でございます。それで、それに代わりまして、総務省では緊急防災減災事業債の対象事業とするという通知がありますので、地方債を充てまして、その元利償還金の70%につきましては、後年度の普通交付税措置があるということで地方債を財源としております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 分かりました。

でも、今西郷村、不交付団体になっておりますけれども、地方債を発行していれば、それはちゃんと補填していただけるんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 11番鈴木勝久議員の再質疑にお答えいたします。

確かに、西郷村は令和5年度不交付団体で、令和6年度も7月にこれから算定を行いますが、ほぼ不交付団体は確定しております。

ただ、それで今、先ほど申し上げました交付税措置につきましては、確かに不交付団体である限りは交付税措置はございませんが、この借入れの予定といたしましては、緊急防災減災事業債は、今年度防衛省の防災公園等がございますので、借入れ予定では、据置き5年の30年で予定しております。

そうしますと、30年間不交付団体であればゼロ円になりますが、西郷村が30年後も不交付団体とは考えておりませんので、一部措置はないと思いますが、不交付団体から交付団体になった場合には、交付措置がございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） どうもありがとうございました。

あと、その下にいきますけれども、この児童手当なんですけれども、これは国からの支給で、第3子支給が月3万円となっています。国・県支出金から出していただけるんですけれども、これ、今の事情で見ますと、結婚しない人が3分の1、男子ですけれども。それに、子どもを産まない家庭もございます。

それで、ほとんどの家庭が、今見ていると第1子、第2子止まりです。この第3子から3万円というこのつけ方、非常に嫌らしいつけ方なんですよね。2.11とか2.07を予定しているから第3子という言い方をするんですけれども、これをす

ると、第1子、第2子、一生懸命自分の子どもをつくって第3子からという、第1子目をつくるのか、つくらないのかが問題なのに、国は、もうこれ20年前ぐらいの話なんですよね。ですから、第1子からこの3万円、国は出したらいかがなんでしょうかと思うんです。

それで、これが今回の児童手当でここに載っていますので、国はとんちんかな政策を打っているなというのは分かりますけれども、西郷村、子ども政策に大変村長が力を入れております。西郷村は、思い切って第1子からこの政策、国の政策をのんでやってみたらどうなんでしょうか。いかがですか、村長。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 質疑というのは申し訳ないですけれども、この予算に対する質疑でありまして、これ国の制度でありますので、この件については議員にはご理解していただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この件については、一般質問でまた改めてやりたいと思うんですけれども、国の政策はことごとくとんちんかな政策を今やっているような感じはします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま、11番鈴木勝久君の質疑の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、議案第42号に対する質疑を続行いたします。

11番鈴木勝久君の質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 以上で質疑を終わらせていただきます。

○議長（真船正晃君） そのほかございませんか。

6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 6番鈴木でございます。

議案第42号「令和6年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」について質疑させていただきます。

内容は1点だけでございますが、まず、補正予算の概要の6ページ、村民体育館屋根改修事業として8,233万4,000円の予算が計上されております。

中身を見ますと、私びっくりしたのは、屋根改修工事及びアスベスト撤去工事となっております。アスベスト、人体への影響が出るものと理解しておりますけれども、これについては、今現在まで体育館が建設されて、現在までアスベストが使用されているというのは分かっていたと思うんですが、それは露出されている部分だったのか、

それとも、今回露出されていなくて、人体に影響を及ぼすことがないような状況だったのか、その辺を確認させてください。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 6番鈴木修議員の質疑にお答えいたします。

村民体育館の屋根修繕事業といたしまして、こちらのアスベスト除去の工事の件についてですが、こちらは場所の区分としましては、屋外のところになります。軒天といいまして、体育館の屋根の軒がありますね。その軒下というか、下から見ると軒天になるんですが、そちらの部分の一部に石綿セメントボードという板があるんですが、そこに含まれているものなので、飛散のおそれとか人体等には影響あるものではございません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいまの答弁で、軒下といいますか、人体に影響はないと。体育館内のプレーコート等については問題なしということで理解できました。

それと、アスベスト工事と屋根改修工事について8,111万3,000円、これ屋根改修とアスベスト撤去との内訳はどのようなになっているんですか。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） こちらの8,111万3,000円のうちアスベストの除去工事が、内訳でして189万6,000円となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 8,100万円のうちの189万円ということで、ほとんどが屋根改修ということで了解しました。この事業名が屋根改修工事で、もしアスベストの工事も同等のお金がかかるのであれば、ちょっとこれアスベストの事業にもなってくるのかなというところで伺いました。

それと、もう1点ですけれども、西郷村の、これ生涯学習課にもほかの課にも関係するかと思うんですけれども、今体育館がこのような形でアスベストがまだ撤去されていないところがあると。そのほかの公共施設でアスベストが使用されている、もちろん露出していないと分からない部分もあるかと思うんですけれども、その辺は村として把握されているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 6番鈴木修議員の質疑にお答えいたします。

調査時期まではちょっと不明なんですけど、毎年県から調査がありまして、今西郷村では、露出で飛散のおそれがある公共施設はないという村の回答を毎年しております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいまの回答で、調査をしているということで了解しました。

以上で終わります。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑のある方いますか。

12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 12番藤田です。

議案第42号「令和6年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」について質疑いたします。

一般会計の主な内容の3ページのナンバー1についてですけれども、会計年度任用職員の経費、令和5年度遡及分ということで2,540万8,000円が計上されています。

この案件については、私が3月の議会で一般質問した内容ですけれども、令和5年度の職員の給料が人事委員会勧告に基づき改定され、12月議会で議決され、職員の皆さんには遡及されました。

しかしながら、職員と共に働く会計年度任用職員の方々には遡及されないことが判明しました。県や国の人事院からも会計年度任用職員の給与については改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することとなっています。多くの自治体では、これに準じて職員同様4月に遡り支給されました。

村においても、3月議会で私の質問において非を認め、今回の補正で遡及されたこととなりますが、今後同じようなことが二度と起こらないように、村長のお考えをまず伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 12番藤田議員のご質疑にお答えいたします。

議員が3月議会で提案されましたその件につきまして、今回補正という形になっておりますので、今後はそういうことのないように進めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今後、そのようなことがないようにやっていきたいということで理解をいたします。

会計年度任用職員においては、正職員と同様の業務を行っている方々もいます。今や会計年度任用職員がいなければ業務は回らない状況です。そこで、現在の職員の人数と会計年度任用職員の人数について伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 12番藤田議員の質疑にお答えいたします。

まず、正職員の数でございますけれども、今年の4月1日現在で172名、会計年度任用職員の方につきましては177名というふうになってございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今や、もう会計年度任用職員のほうが職員の数を上回っているという状況が分かるのかなと思います。

今回、2,540万8,000円、これ会計年度任用職員の遡及分が去年の4月からのことですけれども、この支給時期はいつになるのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

会計年度任用職員の方の遡及については、現在使っております人事給与システムのほうでのシステム対応ができないものですから、現在、職員が手計算で支給額を算出しているところでございます。早急に対応できるように、今後総務課の職員とともに努力してまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） システム対応できないので手作業でやっているということで、支給時期がはっきりしないということだと思えるんですけども、なるべく大変だとは思えるんですけども、早い時期に支給していただければなと思います。

村長も知っているとおり、現在こういった異常な物価高騰により、村民の生活は大変厳しい状況です。会計年度任用職員の給与改正は村長の判断でこれは改善できますので、今回保育士の確保に向けて処遇改善やりたいということなので、ぜひこの辺も含めて、できれば同時に少しでも改善できるように取り計らっていただければなと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑のある方はいませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第42号「令和6年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第7、議案第43号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第43号「令和6年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４４号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第８、議案第４４号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第４４号「令和６年度西郷村水道事業会計補正予算（第１号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４５号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第９、議案第４５号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第４５号「令和６年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第１号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４６号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第１０、議案第４６号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第４６号「令和６年度西郷村下水道事業会計補正予算（第１号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号に対する質疑

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第11、報告第1号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第1号については、これで終わります。

◎報告第2号に対する質疑

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第12、報告第2号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第2号については、これで終わります。

◎報告第3号に対する質疑

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第13、報告第3号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第3号については、これで終わります。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第14、請願・陳情に対する委員長報告であります。

請願第2号から請願第4号について、一括して委員長の報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

それでは、一括して報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鈴木修君。

○文教厚生常任委員長（鈴木 修君） 6番、文教厚生常任委員長、審査報告をいたします。

本定例会において文教厚生常任委員会に付託されました請願3件につきましては、6月5日本会議終了後、第2会議室におきまして、全員出席の下、委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、請願第2号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」、請願第3号「国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」、請願第4号「県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願」につきましては、請願3件とも採択すべきものと決しました。

以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（真船正晃君） 委員長の報告が終わりました。

一括して質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論は、まず請願第2号について行います。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第2号について採決を行います。

請願第2号「『国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書』の提出を求める請願書」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、請願第2号は採択することと決定いたしました。

次に、請願第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第3号について採決を行います。

請願第3号「国に対し『学校給食費無償化を実施することを求める意見書』提出についての請願」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、請願第3号は採択することと決定いたしました。

次に、請願第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第4号について採決を行います。

請願第4号「県に対し『学校給食費無償化を実施することを求める意見書』提出についての請願」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、請願第4号は採択することと決定いたしました。

次に、請願第5号及び陳情第3号に対する委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、河西美次君。

○産業建設常任委員長（河西美次君） 9番、産業建設常任委員会委員長、審査報告をいたします。

本定例会において産業建設常任委員会に付託されました請願1件、陳情1件につきまして、6月5日本会議終了後、第2会議室におきまして、全員出席の下、委員会を開催し、審査をいたしました。

慎重審議の結果、請願第5号「食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める請願」につきましては、採択すべきものと決しました。また、陳情第3号「公営温泉施設再開に関する陳情書」につきましては、継続審査と決しました。

以上、報告いたします。

○議長（真船正晃君） 請願第5号及び陳情第3号に対する委員長の報告が終わりました。一括して質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論は、まず請願第5号について行います。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより請願第5号について採決を行います。

請願第5号「食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める請願」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択することと決定いたしました。

次に、陳情第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより陳情第3号について採決を行います。

陳情第3号「公営温泉施設再開に関する陳情書」、このことに対する委員長報告は継続審査であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、陳情第3号は継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第2号に対する委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、鈴木勝久君。

○総務常任委員長（鈴木勝久君） 11番、総務常任委員会委員長、審査報告をいたします。

本定例会において総務常任委員会に付託されました陳情1件につきましては、6月5日本会議終了後、第2会議室におきまして委員会を開催し、審査をいたしましたところであります。

厳正なる審査の結果、陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

○議長（真船正晃君） 陳情第2号に対する委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、陳情第2号は採択することと決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） ここで、発議5件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 議案書を配付しますので、暫時休議いたします。

（午前11時48分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時50分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（発議第3号から発議第7号）

○議長（真船正晃君） 追加提案されました発議5件につきましては、日程第14の次に、追加日程第1、発議第3号、追加日程第2、発議第4号、追加日程第3、発議第5号、追加日程第4、発議第6号、追加日程第5、発議第7号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） ただいま日程に追加されました発議第3号、発議第4号、発議第5号、発議第6号、発議第7号は、先ほど採択されました請願第2号から請願第5号、陳情第2号の採択に伴う意見書の提出でありますので、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎発議第3号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、これより発議第3号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第3号「「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、発議第4号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第4号「学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、発議第5号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第5号「県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出につ
いて」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、発議第6号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第6号「食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の提出に
ついて」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎発議第7号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、発議第7号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第7号「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

○議長(真船正晃君) ただいま発議1件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長(真船正晃君) 議案書を配付しますので、暫時休議いたします。

(午前11時54分)

◎再開の宣告

○議長(真船正晃君) 再開いたします。

(午前11時55分)

○議長(真船正晃君) 配付漏れはありますか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程(発議第8号)

○議長(真船正晃君) ただいま追加提案されました発議1件につきましては、追加日程第5の次に、追加日程第6、発議第8号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

◎提案理由の説明

○議長(真船正晃君) 異議なしと認め、提案者の趣旨説明を求めます。

13番上田秀人君。

○13番(上田秀人君) 13番、追加議案について説明をさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律案に関する意見書の提出についてということでございます。

提出の理由につきましては、地方分権一括法で示された国と地方公共団体の対等な観点から、国会及び政府に対して「国の地方公共団体に対する補充的な指示」が安易に行使されることがないように、関係行政庁に地方自治法の一部を改正する法律案に関する意見書を提出したく、賛成議員の連署とともに上程をいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(真船正晃君) 趣旨説明が終わりました。

◎発議第8号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 発議第 8 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第 8 号「地方自治法の一部を改正する法律案に関する意見書の提出について」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第 15、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものであります。

おはかりいたします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長（真船正晃君） 次に、日程第 16、閉会中における継続調査の結果についてであります。

このことについて、議会運営委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長より別添のとおり調査報告がありました。つきましては、本報告書の写しの配付をもって委員長報告といたしますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（真船正晃君） 次に、日程第 17 から日程第 21 までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第 75 条の規定により、所管並びに所掌事務調査及び付託事件について、閉会中の継続調査の申出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他整理を要するものにつきましては議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長（真船正晃君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（真船正晃君） これをもちまして、令和6年第2回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時59分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月13日

西郷村議会 議長 真 船 正 晃

署名議員 鈴木 勝 久

署名議員 藤 田 節 夫